

補足事項

(1) 遺伝資源の取扱いについて

海外の遺伝資源（遺伝子を含む生物サンプル、生死は問わず組織片や細胞も含む）および関連する伝統的知識を利用して行う研究では、名古屋議定書への対応が必要になる場合があります。海外渡航先での譲渡・採取・購入・調査など、また外国人研究者や留学生による持ち込みにご注意ください。

該当する研究計画がある場合は、遺伝資源対応窓口までご連絡ください。

【連絡先】 abs@t.thers.ac.jp

(2) 輸出管理について

外国人研究員の受入れにあたり、外為法の遵守が必要とされます。外国人特別研究員・招へい研究者の募集に応募される際は、「様式1 留学生・外国人研究者等の受入れの輸出管理確認リスト」（http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/researcher/security/foreign_students/folder/index.html）の内容を確認の上、作成してください。作成した文書は、所属部局の担当者及び安全保障輸出管理担当者にメールにて提出下さい。

ご不明な点等ございましたら、輸出管理相談窓口までご連絡ください。

【連絡先】 anzen@aip.nagoya-u.ac.jp （内線 6702、6443）

各項目についてのご不明点は、直接上記のご連絡先までお問い合わせください。